

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）
災害時の動員体制の変更について

資料 災害時の動員体制の変更について

平成31年3月8日
総務企画局

今年度を実施した地域防災計画（震災対策編）の修正において、地震に対する職員の動員体制の見直しを行い、避難所に参集する要員を大幅に増強し、合わせて業務継続計画（BCP）の見直しも開始したところ、職員の参集基準と連動させる必要性が生じたため、平成31年度より地震に関する参集基準を変更いたします。

1 地震発生時の動員体制

地震は事前に発生を予測することができないため、市内で観測された震度に基づいて、予め指定された職員が自動参集することを基本としています。平成30年4月に改定した地域防災計画（震災対策編）の時点で、地震発生時の動員体制は以下の表の通りとしています。

所属	動員区分	位置付け
各局（本部）室	本部要員	災害対策本部及び同事務局を構成する要員
	業務継続要員	本庁の各職場においてBCPに基づく災害時優先業務(本来業務・災害対応を問わず優先すべき業務)を担う要員
	避難所運営要員	各避難所において避難所運営会議と共に避難所運営にあたる要員
	応急対策要員	優先的な応急対策を実施する要員
各区役所	区本部要員	各区において区本部及び同事務局を構成する要員
	区業務継続要員	各区の各職場においてBCPに基づく災害時優先業務(本来業務・災害対応を問わず優先すべき業務)を担う要員

2 動員体制の変更に伴う職員参集基準

平成30年6月に発生した大阪府北部地震等、近年の地震災害では、避難所運営以外の支援の重要性も認識されています。
本市の現行の全職員の自動参集基準である震度5強を、近年の地震被害状況に照らし合わせるとともに、業務継続計画（BCP）の発動の基準との整合性を図りながら、必要に応じて柔軟な職員配置が可能となるよう、以下の表の通り職員参集基準を改定します。

現行基準	新基準	職員参集
市内で震度4の地震があったとき	市内で震度5弱の地震があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予め指定された危機管理室員が自動参集 ・ 予め指定された職員が自動参集 ・ その他の職員は指示を受け参集
市内で震度5弱の地震があったとき	市内で震度5強の地震があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理室全員が自動参集 ・ 予め指定された職員が自動参集 ・ その他の職員は指示を受け参集
市内で震度5強以上の地震があったとき	市内で震度6弱以上の地震があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員が自動参集

3 今後の取組（業務継続計画（BCP）の変更）

動員体制の変更に伴い、BCPの発動基準を震度6弱に合わせるとともに、継続すべき業務の精査を行うなど、平成31年度中に、BCPの改定を行い、動員体制及び職員参集基準との連動性を強化いたします。
⇒全職員が避難所を含めた指定先に参集したにも関わらず、BCPが発動しないことで、災害対応業務に加え、平常業務も行わなければならないという混乱が生じるため

4 風水害に対する動員体制

風水害は原則として事前に発生が予測できるため、危機管理室からの動員発令に基づき、対象となる職員が参集することを基本としています。

動員	配備体制	動員発令の目安	動員対象
1号動員	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報（浸水害）発表 ・ 洪水警報発表 ・ 水防警報発表 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理室 ・ 建設緑政局 ・ 区役所 ・ 消防局 ・ まちづくり局 ・ 港湾局 ・ 上下水道局
2号動員	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報（土砂災害）発表 ・ 台風接近時の大雨注意報発表 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の局区の増強 ・ 健康福祉局 ・ 教育委員会事務局 ・ 交通局 ・ こども未来局
3号動員	警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒情報発表 ・ 避難準備・高齢者等避難開始発令 ・ 避難勧告発令 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の局区の増強 ・ 各局（避難所運営支援）
4号動員	警戒本部体制 又は 災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、さらに拡大する可能性がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各局区の増強
5号動員	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内全域に被害が発生している場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員

平成30年度の実績は、1号動員までの対応が4回（雪への対応1回を含む）、2号動員までの対応が3回、3号動員までの対応が2回発生しました。

5 避難所の運営体制

避難所については、地震と風水害で、設置の位置付けが異なるため、それぞれに応じた体制により、開設及び運営を行います。

	地震	風水害
位置付け	指定避難所 (自宅に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する場所)	指定緊急避難場所 (災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所)
運営	避難所運営会議による運営	市職員による運営
市職員の関わり	区本部の被災者支援班員及び避難所運営要員は、避難所運営会議の活動全般に携わりながら、避難所内の課題解決に向けた調整等を行う。 施設管理者は、避難所運営会議の構成員として施設の活用に関することを中心に運営に携わる。	区役所職員が開設・運営を行い、施設管理者が協力する。 夜間対応が2日以上にわたるなど、運営が長期化する場合には、各局職員も避難所に派遣し、運営を支援する。

平成30年度の実績は、避難所運営を伴う風水害対応が2回発生しました。